

従業員の不正=会社の不正=重加算税!? 税理士・行政書士 中村和明

えっ?従業員の不正が重加算税?と思われるかもしれませんがね。

重加算税には以下のようなデメリットがあります。

- ① 重加算税の35%が痛い
- ② 延滞税の除斥期間がなくなるので税金が高い
- ③ 次回以降税務調査に頻繁に入られる可能性が高い等々

従業員が不正した=会社の売上を除外したケースは、重加算税を回避することが非常に難しくなります。お金が無くなる、追徴課税を受けるでは、踏んだり蹴ったりですね。いくら社長や上席が知らなかった・気付かなかったと主張してもひっくり返すことは難しいでしょう。「従業員の不正=会社の不正」という事実間違いはありません。

以下のように、現金の取扱いはどうしても従業員の不正が起きる可能性は高くなりますのでご確認下さい。

- ① 飲食店を5店舗展開する会社で、ある1店舗だけ特定の社員が現金をレジから抜いていた⇒粗利率が低いことから税務調査で判明
- ② 廃棄物処理業を営む会社で、複数の社員が廃棄物を売却に行った際の現金(雑収入)を会社に渡さず個人の収入にしていた(領収書は破棄していた)⇒反面調査で全額が判明
- ③ 電気工事会社の社員が、会社に内緒で、工事で使用しなかった材料(電線・LANケーブルなど)を売却して個人収入にしていた⇒調査官が従業員にヒアリングをして発覚

ここで重加算税の法律を見てみましょう。

「過少申告加算税の規定に該当する場合において、**納税者**がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対し、一定のところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、その基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。」(国税通則法第68条(重加算税))

上記の通り、「納税者が」仮装または隠ぺいした場合に重加算税が課されるわけですが、この「納税者」の範囲がどこまで指すのが裁判や裁決等でも多く争われております。

課税庁側の納税者に従業員が含まれる理由は下記ようになります。

- ① 雇用主側が従業員の防止体制を作れば回避できた問題であって、これをしなかった雇用主側に責任がある。
- ② 従業員が不正により会社等に損害(つまり重加算税等)を与えたのならば、その金額をその従業員に民事や刑事で求償すれば良い。(実際に求償又は求償しても回収できるかどうかは納税者と従業員の問題であり課税庁側にはない)

この筋道の反証ができない限り、従業員の不正行為での重加算税の賦課は取り消せませんが、実際に反論するのはかなり難しいと思われます。

「従業員の不正を防ぐコンプライアンス体制を整えることができる企業」は従業員の不正=重加算税であることを防止することができ、不要な損害を発生させないことが出来ると思われます。

また、重加算税の基準は、下記のとおり事務運営指針で開示されていますので、参考にさせていただきたいと思います。

- ① 「法人税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/000703-2/01.htm>
- ② 「申告所得税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/shotoku/shinkoku/000703-2/01.htm>

参考文献：株式会社 InspireConsulting久保憂希也
【税務調査対策メルマガ・エクストラVol.5】従業員の不正は重加算税



税理士・行政書士

中村和明事務所

〒437-0064 静岡県袋井市川井339番地
フリーダイヤル 0120-67-4177
TEL(0538)30-6641 FAX(0538)30-6643
<http://www.nakamura-tax.biz>
E-mail:nakamura-kaikei@tkcnf.or.jp

◀執筆いただいた中村和明さん